

地域子育て支援拠点愛らんど大津
事業者選定プロポーザル実施要領

令和6年2月

横須賀市

1 事業名

地域子育て支援拠点愛らんど大津運営業務委託事業

2 事業内容

市の委託を受け、子育て世帯の家族を対象にした育児相談・利用者が交流できる広場の提供を行う地域子育て支援拠点（愛らんど）の運営をする。

3 委託業務の内容

別添「地域子育て支援拠点愛らんど大津運営業務委託仕様書（長期継続契約）」のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和9年7月31日まで（長期継続契約）

5 委託料の上限金額

1か月 950,000円（税抜）

6 スケジュール

事業者選定の基本的な流れは、以下のとおりとします。

①公告・実施要領、仕様書等の提示	令和6年2月9日（金）
②質問受付期間	令和6年2月9日（金） ～令和6年2月22日（木）
③全ての質問・回答内容の公表	令和6年2月26日（月）
④参加申込書／宣誓書の提出期限	令和6年2月29日（木）17時
⑤参加資格審査結果通知	令和6年3月1日（金）
⑥企画提案書の提出期限	令和6年3月22日（金）
⑦【1次選考】プレゼンテーションの実施	令和6年3月27日（水）
⑧1次選考結果通知	令和6年3月28日（木）
⑨見積書の提出期限	令和6年4月4日（木）10時
⑩【2次選考】競争見積り合わせの実施	令和6年4月4日（木）11時
⑪2次選考結果通知	令和6年4月5日（金）
⑫事業者決定	令和6年4月5日（金）
⑬委託契約締結	令和6年8月1日（木）

7 申込み

（1）参加資格要件

ア 横須賀市競争入札参加資格の「業務委託」に登録があること。

イ 社会福祉法人、学校法人、宗教法人、医療法人、株式会社、NPO法人であること。

- ウ 法人設立後、事業実績が3年以上ある事業者で、かつ直近3年の会計年度において、3年連続して損失を計上していないこと。
- エ 平成23年4月1日以降に、地方公共団体が発注した「児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業」の運営業務の契約を、元請けとして締結し完了した実績があること。
- オ 団体が、横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団※1及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等※2でないこと。
 - ※1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - ※2 暴力団経営支配法人等とは、法人その他の団体でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等※3に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。
 - ※3 暴力団員等とは、暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう
- カ 横須賀市に納付すべき市税を滞納していないこと。

(2) 参加申込み

本プロポーザルに参加する事業者（以下「参加者」という。）には、「様式3 参加申込書／宣誓書」を提出していただきます。提出要領は以下のとおりとします。

受付期間：令和6年2月29日（木）17時00分まで

提出先：【事務局】横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課

住所：〒238-8550 横須賀市小川町16番地はぐくみかん5階

電話：046-822-9003（直通）

（対応時間は土日祝日を除く午前8時30分～午後5時00分まで）

メール：cw-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

担当：和田、芦澤

提出方法：持参または郵送

(3) 質問

本業務に関する質問は、以下のとおりとします。

ア 質問方法

電子メールで受け付けます。「様式1 質問書」を事務局宛に送信してください。

（メールアドレス：cw-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp）

電子メール送付後、着信確認のため電話連絡をしてください。

イ 質問受付期間

令和6年2月9日（金）～令和6年2月22日（木）まで

ウ 質問への回答方法

全ての質問内容・回答を令和6年2月26日（月）に横須賀市 HP 上に掲載します。

エ その他

- ・質問受付期間以外は受け付けません。
- ・回答と併せて、全参加者に対して補足説明等を通知する場合がありますので、予めご承知おきください。

8 選考方法

(1) 1次選考

本項目の詳細については、『地域子育て支援拠点愛らんど大津運営業務委託企画提案書の提出とプレゼンテーションについて』をご覧ください。

(2) 2次選考

ア 選考方法

優秀提案者による見積合わせを行い、最も低い金額を提示した事業者を本業務の契約候補者として選定します。

イ 見積書の作成

- ・見積額が上限額を超えている場合、合計金額が合わない場合は、無効となります。
- ・見積内容に不足があった場合、受託者側の負担により提案内容を実現していただきます。

ウ 見積合わせ

見積合わせの実施場所、時間については別途お知らせいたします。なお、立ち合いは自由ですが、立ち合いを希望する場合は当日実施場所までお越しください。

(3) 異議申し立て

選定経緯及び選定結果に関する異議申し立てはできません。

(4) 情報公開

提出された企画提案書について、情報公開条例の定めるところにより、公開対象の文章となります。

9 業務委託の契約手続き

上記審査により選定された契約候補者は、令和6年4月以降に契約課、プロポーザル担当課の指示のもと契約手続きを行う。なお、契約候補者との協議が整わない場合や、業務を遂行できないと認められる場合、または契約までに資格要件を満たさなくなった場合においては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

10 留意事項

- (1) 参加に係る経費は、提案者の負担とします。

- (2) 提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 提出された書類は、選定以外の目的には無断で使用しないものとします。
- (5) 選定結果については、契約候補者は社名を示し、その他の応募者は社名を伏した形で、審査合計得点を公表します。
- (6) 発注者が企画提案書等の作成にあたって必要となる書類等を配布した場合は、その資料等は発注者の了解無く公表または使用することはできません。
- (7) 本プロポーザルに係る案件は、本市議会において当該事業にかかる予算が承認されなかった場合、無効となる場合があります。

11 問い合わせ及び書類の提出先

横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課

〒238-8550 横須賀市小川町 16 番地はぐくみかん 5 階 担当：和田、芦澤

電 話：046-822-9003（直通）

（対応時間は土日祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分まで）

メール：cw-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp